

## あおば支援学校開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立あおば支援学校を地域住民及び地域の障害児・者団体の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (事業の方針)

第2条 神奈川県立あおば支援学校は、地域住民及び地域に在住する障害児・者の支援を図るために、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放する。

### (開放施設)

第3条 開放する学校施設（以下「開放施設」という）は、次のとおりとする。

施設・・・体育館、グラウンド、ふれあい図書コーナー  
付帯施設・・・トイレ

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放施設を変更できる。

### (開放日)

第4条 開放日は、毎月学校が指定する日とする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放日を臨時に変更することができる。

### (開放時間)

第5条 校長は、学校運営に支障のない範囲において開放施設の開放時間を定めるものとする。

2 開放時間は、平日(月)は午後5時から午後7時までとする。土曜日、午前9時から午後9時、日曜日、午前9時から午後7時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、校長は、特別の事由があると認めたときは、開放時間を臨時に変更することができる。

### (利用者)

第6条 開放施設を利用する者（以下「利用者」という）は、原則として地域の住民、障害児・者関係団体、及び本校児童生徒の保護者、卒業生等の学校関係者の団体で、次に規定する利用登録を行い、学校開放事業運営委員会から利用承認を受けた団体とする。平日の開放については、卒業生受け入れ可能な団体を優先とする。

2 次の各号について、利用を承認する条件とする。

(1) 学校行事（スポーツフェスタ、あおばフェスタ等）やボランティア活動への積極的な参加、協力。

(2) 毎月の利用調整会議への出席（毎月第1土曜日9時半より あおば支援学校ふれあい図書コーナー、又はオンライン会議）。

### (登録・利用調整)

第7条 開放施設の利用を希望する団体は、施設利用登録申請書（様式1）により事前にあおば支援学校開放事業運営委員会に登録申請の申し込みをするものとする。また、年度が変わったときにも登録申請を提出するものとする。

2 利用者は、毎月の学校開放事業実行委員会利用調整会議に出席し、そこで翌月の利用調整を行う。

3 学校開放事業実行委員会は調整の結果を受けて、利用予定一覧を運営員会事務局と申込団体の責任者に交付するものとする。

### (利用の不承認)

第8条 学校開放事業運営委員会は、前条第1項及び第2項の規定による申込みを受けたとき、当該利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を承認しないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用

(2) 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用

- (3) 営利を目的とした利用
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- (5) その他学校開放事業運営委員会が不相当と認めた利用

**(利用の取り消し等)**

第9条 学校開放事業運営委員会は第7条第2項及び第3項の規定により利用の調整をした利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用の取消又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の定める規定に違反したとき
- (2) 利用規則の条件に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の調整を受けたとき
- (4) その他校長がその利用を不相当と認めたとき
- (5) 学校の緊急の事情などにより利用ができなくなった場合

**(利用方法)**

第10条 利用者は、開放施設の利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用開放施設以外の施設に立ち入らないこと
- (2) 開放施設の器具、備品等の使用については、あらかじめ校長の承諾を得ること
- (3) 常に火災、盗難の予防に注意し、公の秩序に留意すること
- (4) 開放施設の清潔、整頓の保持に努めること
- (5) 利用終了後、開放施設を清掃し、利用前の原状に復すること
- (6) 他人に迷惑となるような行為をしないこと
- (7) その他、管理上の指示に従うこと

**(損害賠償責任及び義務)**

第11条 利用者が開放施設を使用中、故意又は過失を問わず負傷等した場合は校長及び学校はその責を負わない。

- 2 利用者が開放施設を使用中、開放施設等、器具・備品等を損壊又は滅失したときは、直ちにその旨を運営委員会事務局と学校開放事業実行委員会に連絡するとともに、施設・設備破損届（様式3）を運営委員会事務局に提出し、速やかにその損失を弁償しなければならない。

**(利用料)**

第12条 利用者は次の施設の使用にあたっては、次のとおり電気代実費相当額を負担するものとする。

施設名	区 分	単 位	金 額 (うち消費税相当分)
体育館	照明設備を利用	1回（2時間）	440円（40円）
〃	冷房設備を利用	1時間	1,710円（155円）
〃	暖房設備を利用	1時間	2,580円（234円）
ふれあい図書コーナー	冷房設備を利用	1時間	360円（32円）
〃	暖房設備を利用	1時間	540円（49円）

\*利用単位は、2時間までを1回とする。

- 2 1回の開放につき2時間を超える場合、延長1時間毎に延長料金を徴収する。
- 3 利用料は、郵送される納付通知にて支払う。

**(施設管理員)**

第13条 校長は、施設開放事業の実施に当たり、必要があると認めるときは、教育長と協議の上、施設管理員を置くものとする。

- 2 施設管理員は校長が委嘱する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。

**附 則**

この要綱は、令和5年6月8日より実施する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月24日より実施する。

**附 則**

この要綱は、令和6年11月21日より実施する。